

浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(C)
の動作不能に伴う措置について(続報)

平成 20 年 6 月 30 日

対応状況	平成20年6月27日に、非常用ディーゼル発電機(C)の定期試験を実施し、問題なく動作することを確認しました。 このため、同日午後10時52分に運転上の制限からの逸脱を解除しました。
------	---

【平成20年6月27日にお知らせした内容】

対象号機	5号機（定格熱出力一定運転中） ：改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
発生年月日	平成20年6月27日
発生時の状況	午後3時頃、非常用ディーゼル発電機(C)(※1)について、原子炉施設保安規定(※2)に基づく月1回の定期試験に際して、ターニング(※3)装置の接続を行おうとしたところ、接続ができませんでした。 このため、予定していた定期試験が実施できないことから、非常用ディーゼル発電機(C)は動作不能(使用できない状態)であると判断し、午後4時00分に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱を宣言しました。 その後、ターニング装置に注油したところ接続が可能となりました。 今後、非常用ディーゼル発電機(C)の定期試験を実施し、動作状態を確認します。 本事象による5号機の運転への影響はなく、安定に運転を継続しています。
原因	ターニング装置のギア部に潤滑不良が発生したと推定しました。
お知らせ基準	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。

※1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、5号機では(A)、(B)、(C)の3台があります。なお、通常はいつでも起動できるよう待機(停止)状態としています。

※2 原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が運転において、3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを要求しています。
原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

※3 ディーゼル発電機の試験を実施する前に機関の動作状況を確認するため、外部モータを駆動源とする装置を接続し、ディーゼル発電機の回転軸をゆっくりと回転させることです。
今回は、外部モータの駆動力をディーゼル機関に伝えるギヤを入れることができませんでした。

以 上